

令和6年度第2回 長井市国民健康保険運営協議会

議 事 録

日 時 令和7年2月12日(水) 午後3時35分～午後4時55分
場 所 長井市役所2階 庁議室

出席委員 新野義憲会長
赤間尚子委員、遠藤伴明委員、菅啓一郎委員
桑島一郎委員、堀越智子委員

出席保険者 梅津義徳厚生参事

出席事務局員 梅津義徳厚生参事、逸見睦子市民課長、渡部健一郎税務課補佐、
塚田恵美子健康スポーツ課健康推進担当課長、佐藤桂一市民課補佐、
澁谷路子主査、梅津貴美子主査、柴田佳織主任

議事録署名委員 遠藤伴明委員、堀越智子委員

◎ 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 保険者あいさつ

4 議 事

(1) 令和6年度長井市国民健康保険特別会計補正予算(案)及び
令和6年度長井市国民健康保険特別会計決算見込みについて

(2) 令和7年度長井市国民健康保険事業計画(案)について

(3) 令和7年度長井市国民健康保険特別会計予算(案)について

5 その他

(1) 令和6年度会議等報告

6 閉 会

◎ 会議録

開会を宣言して会議に入った

【新野会長あいさつ】

【保険者 梅津厚生参事あいさつ】

【議事】

(会長)

規定によりまして議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の議事録署名委員につきまして、遠藤伴明委員、堀越智子委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

令和6年度長井市国民健康保険特別会計補正予算（案）及び令和6年度長井市国民健康保険特別会計決算見込みについて事務局の説明をお願いします。

－事務局より説明－

(会長)

事務局の説明が終わりました。それでは補正予算（案）から皆さんのご質疑ご意見等お伺いしたいと思います。

(委員)

償還金というのは令和5年度分ですか。

(事務局)

お答えいたします。資料1-6ページの償還金の説明の欄をご覧くださいと思います。国への返還金である健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金返還金は令和5年度のもので、過年度国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）返還金は令和5年度分も含まれており、さらに平成30年度から令和4年度分（県から指摘を受け返還が必要となった分）も含めたものです。国民健康保険保険給付費等交付金（特定健康診査等分）は令和5年度分の返還金です。

(委員)

返還金につきまして、今回は令和5年度分等が入っているのですが、来年度からは原則前年度分となりますか。

(事務局)

健康保険組合等出産育児一時金につきましては、令和5年度のみ国の補助制度ですので、令和6年度以降、返還金は発生しません。国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）及び国民健康保険保険給付費等交付金（特定健康診査等分）は翌年度精算となっており令和6年度以降も返還金は発生します。

(委員)

今回は過年度国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）返還金には平成30年から令和4年度分も入っているためこのように金額が大きいとのことですが、来年度以降はそんなに大きな金額にはならないということですか。

(事務局)

毎年度、概算で見込を立てますが、保険給付費の動きはなかなか読めないため、その年度に保険給付費が伸びれば追加でいただく必要があります。今回4,400万円ほど返還金が発生しましたが、適正に概算額を積算すればこのような返還金の額にならないとは思いますが、その年度で保険給付費がどうなるか予測できないところもあります。

(委員)

ありがとうございました。なかなか難しいところもあるかと思います。

(会長)

他にご質問ご意見なければ、補正予算（案）について原案のとおり上程することにご異議ございませんか。

—はいの声—

異議なしと認めます。

それでは次に決算見込みについてご質問ありましたらお伺いいたします。

(会長)

保健事業費（特定健康診査等事業費）が対前年比33.5%増となっておりますが、コロナ禍においては、健康診断の受診者数が減少したと思われませんが、コロナが5類に移行したことによって受診者が増えたという実証ですか。

(事務局)

特定健康診査の受診者数について、当市においてコロナ禍においても減少したということではなく、例年通りの受診者数でした。今年度の受診者数の見込みは減少しているようです。

(会長)

特定健康診査の決算見込額が増えた要因は何ですか。検査項目が増えたからですか。

(事務局)

今年度、健康スポーツ課において、特定健康診査と特定保健事業に係るシステム改修がございまして、事業費として330万円ほど要したため、そのことによる影響が大きいと感じております。

(会長)

はい。他にご質問ございませんか。

(委員)

歳入の方で、督促手数料41%減となっておりますが、それは収納率がよかったからですか。

(事務局)

国民健康保険税の収納率が特段伸びたということはありませんが、滞納自体が段々と減ってきている状況によりこのような数字になっていると思います。

(委員)

了解しました。

(会長)

はい。他にご質問ございませんか。

(委員)

保険給付費の審査支払手数料が24.2%増えているのはなぜですか。

(事務局)

こちらは国保連合会に支払う手数料となります。給付費は減っているが手数料は増えていることにつきまして、令和5年度に比べ令和6年度の1件あたりの手数料の単価が増えたことにより、決算見込額が大幅に増えているものでございます。

(委員)

審査は国保連合会に委託していて、これぐらいの費用がかかるということですか。先ほど事務局の回答にありましたシステム改修経費とはまた別の金額となりますか。

(事務局)

特定健康診査に係るシステム改修は、当市で使用する健康管理システムの改修経費であり、今ご質問のありました審査支払手数料につきましては、レセプトの審査に必要な経費として国保連合会から示された金額をお支払いさせていただいております。

(委員)

了解しました。

(委員)

葬祭諸費とはどういった費用ですか。

(事務局)

国民健康保険に加入されている方が亡くなった場合、葬儀を執り行った喪主の方に対して、1件につき5万円の葬祭費を支給させていただいております。

(会長)

よろしいですか。それでは、決算見込みについて報告のとおり上程してよろしいでしょうか。

—はいの声—

次に令和7年度 長井市国民健康保険事業計画（案）について事務局の説明をお願いします。

—事務局より説明—

(会長)

事務局の説明が終わりました。事業計画（案）についてご質問ご意見ございませんか。

(委員)

まずは国民健康保険税の収納率に関して、私が委員になりましてから、当市は毎年高い収納率であり以前から素晴らしいと思っております。このことに関してお聞きしたかったことがあります。私の診療所の患者さんで国民健康保険の被保険者証が期限付きの方が時々いらっしゃるのですが、この期限付きの被保険者証をお持ちの方は、過去1年に国民健康保険税を滞納なさった方ですか。歯科医療は治療本数が多岐に渡りますし症状も多彩です。当初はこれぐらいの治療かなと見込んでいても、治療の途中で急に歯が折れてしまった場合等、相当の治療費がかかる場合があります。そのため国民健康保険税の滞納があることも想定しその方のご希望をお聞きして、この治療だとこれぐらい費用がかかるという説明をしておりますが、国民健康保険税の滞納のある方の被保険者証の基準について、一度お尋ねしたいと思っておりました。

(事務局)

仰るとおり、被保険者証に期限が設けられている方がいらっしゃいます。通常であれば被保険者証は8月1日から翌年の7月末までの1年間有効になっておりますが、国民健康保険税を6ヵ月以上1年未満滞納している方には、「短期被保険者証」という、当市の場合4ヵ月の有効期限を定めた証を交付しております。滞納期間が1年以上の方には、短期被保険者証を交付するのではなく、医療費の10割を医療機関にお支払いいただく措置をとっております。令和6年12月2日に被保険者証の新規発行が終了いたしましたので、それに伴い短期被保険証の発行、また医療費を10割納めていただく必要がある方には、国民健康保険の「資格証明書」を交付しておりましたが、こちらも12月2日以降、期限を迎えたら終了とし、短期被保険者証については廃止、また資格証明書（窓口で10割の医療費を支払う措置）につきましては、名称が変わり、一旦窓口で10割の医療費をお支払いいただいた後、医療機関が発行した領収書をお持ちいただき当市へ申請いただき、「特別療養費」として医療費の7割または8割の保険者負担分を申請者に給付しお返しする制度をとっております。通常の被保険者証とは異なる証をお持ちの方がいらっしゃるという実態です。

(委員)

はい、ありがとうございました。

(会長)

他にご質問ございませんか。

(委員)

令和8年度から「子ども・子育て支援金」の徴収が開始されることについて初めてお聞きしたのですが、国民健康保険税にプラスして徴収されるようですが、どれくらいの金額ですか。

(事務局)

今現在、当市の国民健康保険税の金額がどのくらい上がるかはお示しできない状況です。本年4月1日以降に国から詳細な情報が示された後、積算作業に入る予定です。こども家庭庁で試算している金額を参考までにお示ししますと、市町村国保の加入者一人あたりの支援金額は、令和8年度は月額250円、令和9年度は月額300円、令和10年度は月額400円という試算額が公表されております。

(委員)

現段階ではっきりわからないが、月額で数百円増えるということですね。わかりました。

(会長)

他にご質問ご意見等ございませんか。

新聞等に薬が不足しているという情報が載っておりますが、どのような状況でしょうか。

(委員)

なかなか薬が入ってこないという実情はあります。場合によっては、以前もらった薬とメーカーが違うということはあると思います。私たちとしては、入ってくるメーカーの薬を準備する形で対応しておりまして今現在、お断りする状況までにはなっておりません。メーカーは専門のラインを持っているわけではなく、Aを作ったらそれを分解してまたBを作る、という回転操業のようなどころがあります。先発メーカーはジェネリックが出たことによりラインを減らしており、急に先発に戻すこともできないため、非常に悪循環が続いている印象です。

(会長)

他にございませんか。それでは他にないようでありますので、令和7年度 長井市国民健康保険事業計画（案）について原案のとおり上程することにご異議ございませんか。

—はいの声—

(会長)

異議なしと認めます。

次に令和7年度 長井市国民健康保険特別会計予算（案）について説明をお願いします。

—事務局より説明—

(会長)

説明が終わりました。ご質疑ございませんか。

団塊の世代がほぼ後期高齢へ移行されたようですが、前期高齢者の方はどのくらいいらっしゃいますか。

(事務局)

被保険者数につきまして、1月末現在の被保険者数は4,083人です。そのうち65歳以上の前期高齢者の方の人数が2,293人です。

(委員)

昨年の10月から選定療養の制度*が入りましたが、10月以降に医療費が下がってきたというデータを把握されていますか。

※令和6年10月1日から医療上の必要がなく、後発医薬品がある薬で先発医薬品の処方を希望する場合、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1を患者自身が負担する医療保険制度上の仕組みが導入された。

(事務局)

実績によりますと9月より10月の医療費が伸びております。分析まではしておりませんが、医療費が下がっている状況にはなっていないようです。

(委員)

月単位での把握はなかなか難しいかもしれませんが、選定療養の影響により10月以降、実感として先発を希望されていた方々の中にも、ジェネリックに切り替えたがたくさんいますので、医薬品にかかる金額が下がってきているのではないかと思います。

(事務局)

先程、保険給付費の額全体についてお答えいたしました。調剤の分についてどのような動きになっているか確認してみたいと思います。

(会長)

他にご質問等ございませんか。他にご質疑がないようでありますので、令和7年度長井市国民健康保険特別会計当初予算(案)について、原案のとおり上程することにご異議ございませんか。

—はいの声—

異議なしと認めます。

—議事終了—

(会長)

以上で議事が終了いたしましたので事務局へお返しします。

議事は以上で終了

【その他】

令和6年度会議等報告

—事務局より説明—

閉会を宣言して会議終了